

平成 27 年 5 月 31 日

四国旅客鉄道株式会社（JR 四国）

代表取締役会長 松田清宏 様

代表取締役社長 泉 雅文 様

ホームを含む松山駅構内全面禁煙化のお願い

NPO 法人禁煙推進の会 えひめ

<http://uen2003ehime.com/>

会長 豊田茂樹

〒791-1501 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 番地

TEL 0892-56-0908 FAX 0892-50-1650

e-mail nosmoke_mikawa@utopia.ocn.ne.jp

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。貴社におかれましては、平成 15 年 5 月に施行された「健康増進法（受動喫煙防止法）」および平成 17 年 2 月に発行された「たばこ規制枠組み条約」に従い、受動喫煙防止にご尽力していただきありがとうございます。特に、特急列車の全面禁煙にはわれわれ JR 四国を利用する者にとって非常に感謝いたしております。しかし、毎年要望書を送らせていただいているにも拘わらず、残念ではありますが、未だに松山駅のホームの端には喫煙コーナーとは名ばかりの灰皿があり、ホームでの受動喫煙が生じております。端であれホームに灰皿があれば、風向きで受動喫煙を生じることがご理解していただけると存じます。

タバコに関する認識は昔とは全く変わってきています。ひと昔前は、“大人の嗜好品”などきれいかっこよくいわれていましたが、今では“ニコチン依存症”という病気であるといわれています。喫煙場所を設置するということは、喫煙者に自殺場所を与えることであり、非喫煙者に受動喫煙被害を与える原因を作ることです。

タバコ問題に関して貴社の回答や見解によくありますが、「弊社では、タバコを吸われるお客様と吸われないお客様の双方が気持ちよくご利用いただけるように・・・」というのはタバコ会社の宣伝文句であります。喫煙場所がある限り、非喫煙者は気持ちよくはなれませんし、喘息や心臓病発作を起こす原因になります。

非喫煙者が受動喫煙被害に遭わず、喫煙者自身を禁煙・健康へと導き、非喫煙者と喫煙者が気持ち良い JR の旅ができますようにホームを含む松山駅構内全面禁煙化をお願い申し上げる次第です。

また、当会からの要望に対するご回答をいただきますようお願い申し上げます。

敬白

【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://www.niihama-med.or.jp/Oohashi/zousinho.html>

たばこ規制枠組み条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_17a.pdf